

不法投棄物を発見した場合の連絡先

通常、不法投棄物を発見した場合は、発見した場所に応じて、以下の連絡先に投棄場所や投棄物の特徴を御連絡いただいております。

なお、不法投棄物は原則として移動しないでください。

投棄場所		連絡先
私有地 (住宅・マンション・駐車場の敷地内、私道等)		その私有地・私道の所有者、または管理者の責任において処理をお願いします。
資源・ごみ集積所		すみだ清掃事務所 作業係 電話：03-3613-2228
道路上(分標照)	国道	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 亀有出張所 電話：03-3600-5541
	都道	東京都建設局 第五建設事務所 管理課監察担当 電話：03-3692-4396
	区道	上記以外のもの 電話：03-5247-7200
区立公園・河川		墨田区役所 道路公園課 すみだ土木事務所 電話：03-5247-7200

※ 自転車については、例年と異なり、上記の連絡先に直接御連絡ください。

道路の分類	道路名(道路沿いの歩道を含む。)			
国道	水戸街道(国道6号線)		京葉道路(国道14号線)	
都道	明治通り	蔵前橋通り	荒川十手沿いの道路	春日通り (清澄通りの西側)
	浅草通り	清澄通り	三ツ目通り	墨堤通り
	四ツ目通り	新大橋通り	丸八通り	—

※ 不法投棄物には警告書・注意書を貼り、一定の期間をおいてから撤去します。